

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

2013 年（平成 25 年）6 月 5 日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成 24 年藤沢市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中「110 番地の 4 藤沢サービスセンター 2 階」を「577 番地寿ビル 301 号室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、条例中において規定している特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地が変更されたことに伴い、所要の改正をする必要による。